

## 第9節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

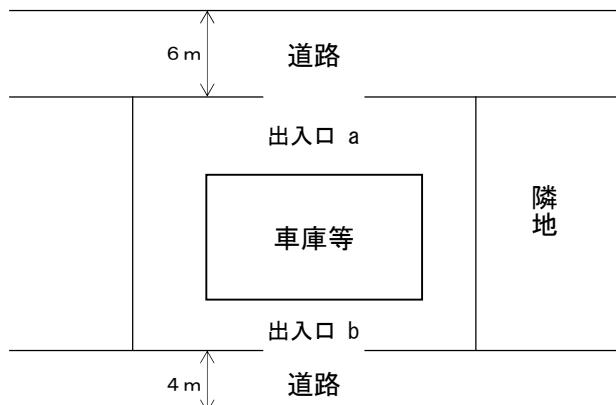
## （出入口の位置）

- 第44条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 幅員6メートル未満の道路に面して設けないこと。
  - (2) 道路の交差点又は曲り角から5メートル以内の場所に面して設けないこと。
  - (3) 出入口から2メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- 2 前項第1号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。
- (1) 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下である建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員4メートル以上の道路（法第42条第2項の規定により道路とみなされる道（同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するものに限る。）を含む。次号において同じ。）に面するもの
  - (2) 建築物（倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分の床面積の合計が30平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え150平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員4メートル以上の道路に面するもの
  - (3) 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員5メートル以上の道路に面するもの
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

## 〔解説〕

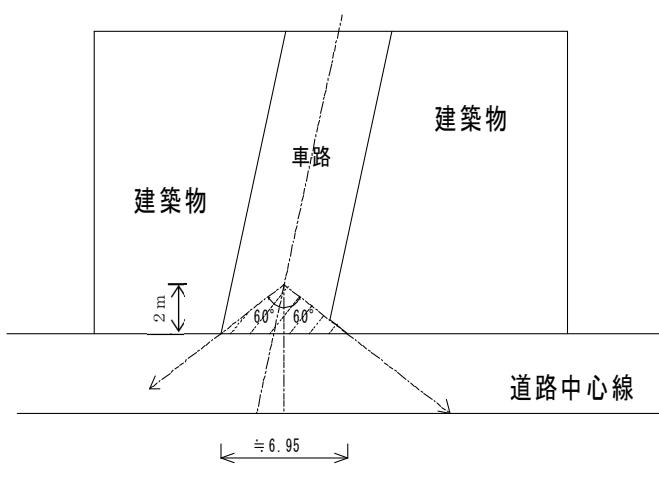
- 1 本条は、車庫等の用途に供する建築物又は一部をその用途に供する建築物の敷地の出入口と接する前面道路において交通障害を起しやすいので、自動車の出入口を設けることができない場所等について定めたものであつて、都市計画区域内に限り適用されるものである。なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に2以上の車庫等がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計による。
- 2 第1項は、車庫等の敷地の部分で、自動車の出入口を設けてはならない場所及び出入口部分の安全措置について定めている。以上の関係を図示すれば次のとおりである。

(第1号)

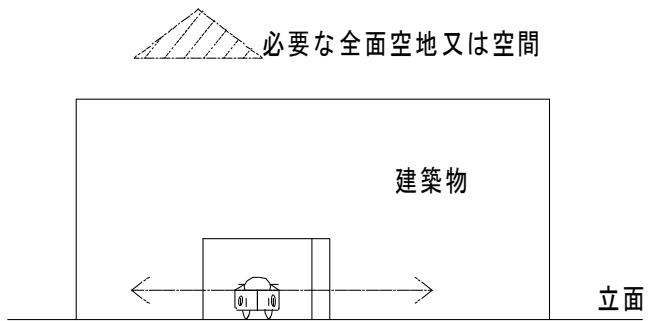
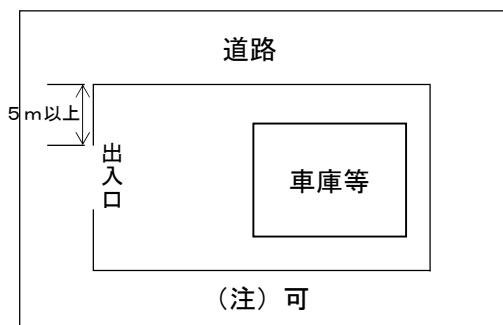


(注) aは自動車の出入り可  
bは自動車の出入り不可、自動車以外の出入り可

(第3号)



(第2号)



- 3 第2項第1号は50平方メートルを超える100平方メートル以下の自動車車庫と、30平方メートルを超える100平方メートル以下の自動車修理工場に関する、道路幅員が6メートル未満4メートル以上の場合の緩和規定である。幅員4メートル以上の道路には、法第42条第2項の道路も含まれるが、「みなし道路」部分の当該敷地側後退部分については道路状に築造してある必要がある。（第2号も同じ）
- 4 第2号及び第3号については建築物に附属する自動車車庫に関する緩和措置であり、条例の対象となる倉庫（500平方メートルを超えるもの）及び自動車修理工場（30平方メートルを超えるもの）に附属する自動車車庫は附属車庫としての条例の緩和の対象から除外している。第2号では150平方メートルまでは幅員4メートル、第3号では300平方メートルまでは幅員5メートルと、出入口を設けられる道路の幅員を段階的に6メートルから緩和したものである。
- 5 第3項は第2項に規定したもの以外でも、知事が出入口の周囲の状況から交通の安全上支障がないと認める場合は、第1項の規制を適用除外とするものである。安全上の支障の有無の判断にあたっては、申請者からの認定申請を受けて、出入する自動車の状況と道路交通に与える影響、道路の整備状況・交通量・交通規制の状況、敷地周囲の土地利用、出入口の安全措置等を勘案して知事が総合的に判断するものである。

## (構造及び建築設備)

第45条 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 床及び排水溝は、耐水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けること。
- (2) 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、その他の場合にあつては床の面から高さ50センチメートル以下の位置に適當な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 傾斜路のこう配は、6分の1以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

## 〔解説〕

1　自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の構造及び設備について定めたものである。

2　第1号は、床及び排水溝は耐水材料で造り、油抜きピット（オイルトラップ）等による排水設備を設けることとし、第2号においては、車庫内のガソリン等のガスの充満を防止するため、換気口又はこれに代わる設備を設けることとし、第3号においては、車庫の傾斜路について、車の滑りによる危害の防止のために必要な措置を規定するものであり、傾斜路の最大こう配を6分の1以下とするものである。これは、駐車場法施行令第8条第3項第3号に規定する「傾斜路の縦断勾配は17パーセントを超えないこと」という規定と整合を図っている。

なお、本条は第44条と異なり、法第40条に基づく規定であり、都市計画区域の内外を問わず適用される。

## (他の用途部分との区画)

第46条 建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けること。
- (2) その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- (3) その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設けないこと。

## 〔解説〕

本条は、建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合の要件を定めたものである。

これを例示すれば次のとおりである。

なお、本条は第44条と異なり、法第40条に基づく規定であり、都市計画区域の内外を問わず適用される。

